

内装制限等一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等		対象となる規模等				制限		
		耐火建築物	準耐火建築物（イ）	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等	
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			壁・難燃以上(床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上(3階以上に居室を有するものは準不燃以上)(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院、診療所については、その部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内は除く)	3階以上の部分の床面積の合計が1000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの		床面積の合計が200㎡以上のもの		
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全 部				壁・天井とも準不燃以上(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)
	5	地下又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの	[学校等(※1)を除く。耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない]			難燃以上 壁(床面上1.2m以下除く)天井とも(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)	
		階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの						
		階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの						
無窓	7	窓その他開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの			壁・天井とも準不燃以上(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)	
			温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)					
調理室等	8	調理室、浴室その他の室でかまど、ごんろ、その他の火を使用する設備または器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの		壁・天井とも準不燃以上(※2)	/	
				住宅以外の建築物に火を使う設備を設けたもの				

【除外規定】上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	階数	防火区画の範囲	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	制限		
				壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く	
防火区画	9	建築物の11階以上の部分200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない。	スプリンクラー等自動式のもの	壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く	
		100㎡以内に防火区画		壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く	
		200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く	
	500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	壁・天井とも準不燃以上		壁・床面上1.2m以下除く		
	10	地下街		100㎡以内に防火区画	壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く
		200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く	
500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く			

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複して掛かる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自治体に確認してください。

※1 学校、体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。
 ※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により、国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。